

新食品衛生法の概要

- 食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護のために -

平成15年7月
厚生労働省食品安全部

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

(平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号)

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応、事業者による自主管理の促進、
農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)

安全性に問題のある既存添加物の使用禁止

特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置

健康増進法

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

監視・検査体制の整備

- ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
- ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定・公表
- ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
- ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設
- ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
- ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施

事業者による食品の安全性確保への取組みの推進

- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・食品衛生管理者の責務の追加等

関連して、

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行った。

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等

保健所長による調査及び報告

罰則強化

・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引上げ

等

政府全体の食の安全への取組について

食品安全基本法

基本理念、関係者の責務・役割、
施策の策定に関する基本方針

リスク評価
(食品健康影響評価)

食品安全委員会

(平成15年7月1日設立)

諮問

勧告等

リスク管理

厚生労働省、農林水産省等

リスクコミュニケーション

厚生労働省関係の法改正

食品衛生法等の一部を改正する法律

- ・目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化
- ・農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- ・特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置
- ・監視指導計画の策定等による監視・検査体制の強化
- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・大規模・広域な食中毒の発生時等の厚労大臣による調査の要請等
- ・厚労・農水大臣間の規制の連携・協力(と畜場法、食鳥処理法)

健康増進法の一部を改正する法律

- ・健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

【農林水産省関係の法改正】

- 農林水産省設置法の一部を改正する法律
- 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律(肥料取締法、薬事法、農薬取締法、家畜伝染病予防法)
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律
- 牛の個体識別のため情報の管理及び伝達に関する特別措置法
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品衛生行政の展開

食品安全委員会(リスク評価)

総合的なリスクコミュニケーションの実施

農林水産省
(リスク管理)

関係行政機関相互
の密接な連携

厚生労働省(リスク管理)

関係者相互間の情報及び
意見の交換の促進
(リスクコミュニケーション)

施策の実施
のための
相互連携

輸入食品の 監視指導

都道府県、保健所設置市、特別区
(47都道府県) (13政令市、44中核市) (23特別区)

地方厚生局
(7ヶ所)

検疫所(31ヶ所)

保健所(576ヶ所)

- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 住民からの意見の聴取
- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 国民からの意見の聴取

営業許可
立ち入り、監視指導
収去検査
検査命令
食中毒等調査
苦情等の相談窓口
食品衛生の普及啓発

相談
申請

登録(取消)
監視指導

登録検査機関

モニタリング検査等
検査命令

輸入食品等

検査依頼

届出
相談

消費者

安全な食品の供給

食品等事業者

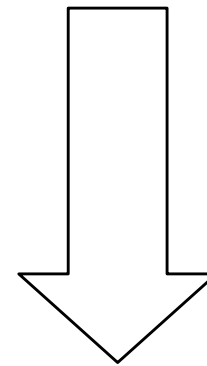
都道府県、保健所設置市、特別区、保健所、地方厚生局、
検疫所の数は平成15年4月1日時点

食品衛生法の目的の改正

(第1条関係) 公布後3か月以内施行

改正前

この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。



〔食品の安全性を確保することにより国民の健康の保護を図ることを明記〕

改正後

この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

国及び地方自治体の責務

(第2条関係) 公布後3か月以内施行

国の責務

地方自治体の責務

教育活動等を通じた正しい知識の普及
情報の収集・整理・分析・提供
研究の推進
検査能力の向上
人材の養成・資質の向上

総合的・迅速な施策の実施のための地方自治体との相互
連携

情報収集等・研究・輸入食品等の検査に係る体制整備
国際的な連携の確保
地方自治体に対する技術的援助

食品等事業者の責務

(第3条関係) 公布後3か月以内施行

1. 通常時の措置

- ・知識及び技術の習得
 - ・原材料の安全性の確保
 - ・自主検査の実施
- 等に努める。

2. 記録の作成・保存

必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。

➡ 食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

3. 危害発生時の措置

- ・2の記録の国・自治体への提供
 - ・廃棄等の措置
- を適確・迅速に講ずるよう努める。

食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。